

# 財源確保と公平性の保持のために

市税は皆さんの暮らしをより良くするために欠かせないものです。市では、市民サービスのための財源を確保し、期限までに納付している市民との公平性を保つため、滞納解消に向けたさまざまな取り組みを行っています。

市民の皆さんが納付している市税（市民税・固定資産税など）は、福祉や保健など、さまざまな市民サービスを提供する上で欠かせない財源です。

市民との公平性を欠くことになりません。

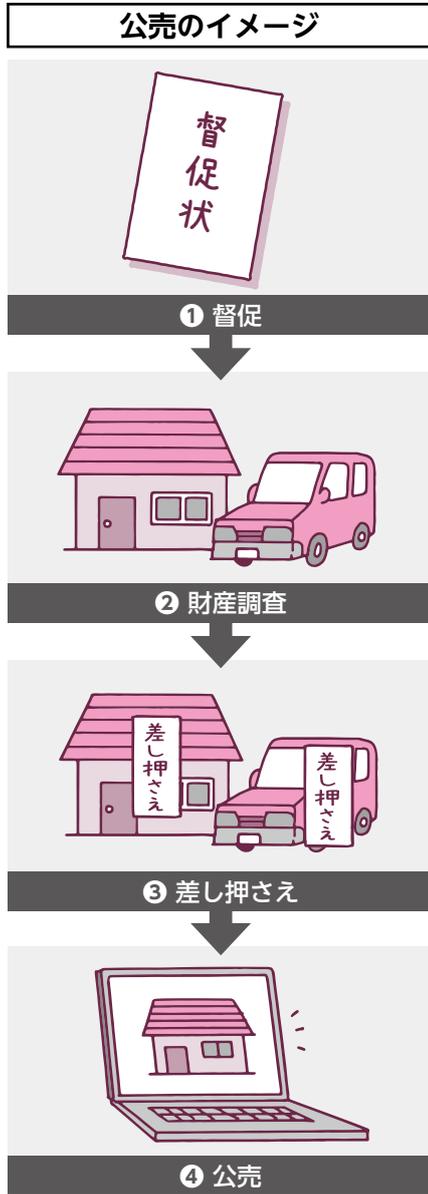
市税の過去3年度分の徴収率と滞納額の推移は下図の通りです。

滞納は財源の不足を招き、市民生活に支障をきたします。また、納期限までに納付している大多数

の市民とは、滞納額の削減と徴収率の向上に取り組んできました。口座振替やインターネットを利用したクレジットカードでの納付など、納付手段を増やし、利便性の向上に努めています。

## 滞納者には差し押さえも

市税などが滞納となり、督促状の送付や催告で納付を促しても納付されない場合や完納が見込めない場合は、財産を調査し、給与、



病气や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な場合は、生活状況などを聞き取り、税金の徴収や差し押さえ財産の換価（取り立てや公売など）を猶予する制度を設けています。

滞納額が困難な場合は、納付が困難な場合は、必ず納期限までに納税課（市役所2階）に相談してください。

納付が困難な場合は、必ず納期限までに納税課（市役所2階）に相談してください。

※くわしくは同課 ☎20・151

差し押さえ件数

項目	年度	平成29	平成30	令和元
預貯金		846	1,029	1,341
給与		235	277	373
国税還付金		20	13	29
不動産		39	26	13
そのほか		243	233	241
合計		1,383	1,578	1,997

滞納額と徴収率の推移(市税)

